

令和8年度交通死亡事故抑止活動活性化事業【広告代理店等】委託業務仕様書

1 件名 令和8年度交通死亡事故抑止活動活性化事業【広告代理店等】委託業務

2 趣旨

令和7年中の県内の交通事故死者数は、令和6年よりも11人減少し20人となり、5年連続で減少し、人口10万人当たりでは全国ベスト14位となったものの、今なお多くの尊い命が交通事故で失われていることには変わりなく、依然として厳しい状況が続いている。

悲惨な交通死亡事故をゼロに近づけていくためには、県内の交通死亡事故の特徴を踏まえた効果的な啓発を県内全域に展開し、県民の交通安全意識の高揚を図っていく必要がある。このため、県で保有している広報啓発動画、音源等を活用し、WEB・SNS広告、ラジオ等の広報媒体を効果的に利用するとともに、交通安全啓発キャラクターを活用した交通安全に関する周知啓発を行おうとするものである。

3 委託事業の内容

(1) 必須要件

ア WEB・SNS広告

県が保有する啓発動画（「別紙1」）を用いた効果的な広告を令和8年7月から開始し、年間（令和8年7月～令和9年2月）を通した効果的な広報を提案すること。

なお、提案のあった広告において、具体的に使用する啓発動画については、時期等を踏まえ、県と協議の上、決めることとする。

イ ラジオを用いた広報

県が保有する啓発音源（「別紙1」）を用いた効果的な広報を令和8年7月から開始し、スポットCMやレギュラー放送、ポッドキャスト等の形式は問わないが、年間（令和8年7月～令和9年2月）を通した効果的な放送スケジュールを提案すること。

なお、提案のあった広報において、具体的に使用する啓発音源については、時期等を踏まえ、県と協議の上、決めることとする。

ウ 交通安全啓発キャラクターを活用した広報

交通安全啓発キャラクター（「別紙2」）を活用した効果的な広報について、以下のとおり提案すること。なお、提案にあたっては、必ず「別紙2」の内容を満たすこととし、具体的な内容については、時期等を踏まえ、県と協議の上、決めることとする。

- ①交通安全啓発キャラクターの衣装の制作
- ②交通安全啓発キャラクターが出演する交通安全教室の開催（年3回以上）
- ③交通安全啓発キャラクターを掲載したポスターの作成・配布（種類及び枚数は任意）

④交通安全啓発キャラクターを活用した新たな広報

(2) 任意要件

テレビ広告、雑誌広告、デジタルサイネージ等を活用した広報を提案すること。

4 委託金額

1 事業 914 万円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

5 事業実施期間

契約の日から令和9年2月28日（日）までの間とする。

6 委託契約の締結

- (1) 委託先に決定した事業者（以下「受託者」という。）と県との間で委託契約を締結するが、その前に、受託者の提案をもとに県と打合せを行う。その際、協議の上で提案内容を一部変更する場合がある。
- (2) 契約手続きは、香川県会計規則の規定に基づき行う。
- (3) 委託料の支払いは、完了払いとする。
- (4) 受託者は、県の承認を得ずにその業務を他者に再委託することはできない。
- (5) 契約締結後に、応募時に提出した誓約書に違反していた事実が判明した場合、契約を解除することがある。
- (6) 業務の実施に伴い必要となる物品等については、委託金額に含むものとする。

7 事業報告

- (1) 業務成果報告として提出するものは、次のとおりとする。
 - ア WEB・SNS 広告に係る広告配信レポート（広告について、表示回数、クリック数、クリック率、クリック単価を示したもの）
 - イ ラジオ放送の利用に係る、各放送局発行の放送確認書（放送日、放送時刻、放送内容を記載したもの）及びその放送内容を録音した mp3 データ及びマスターCD
 - ウ 交通安全啓発キャラクターの衣装、ポスター及び関係する物品
 - エ その他、県が指示するもの。
- (2) 県は、必要と認める場合、事業実施期間中に途中経過の報告を求め、又は事業所へ立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問するなど必要な調査を行うことができる。

8 その他

- (1) 受託者は、交通死亡事故が多発するなど緊急の啓発の必要が生じた場合に、県から広報する内容や時期の変更を指示された場合には、それに対応すること。
- (2) 受託者は、本業務に基づく企画及び成果物（以下「成果物等」という。）についての全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）を県に無償で譲渡するものとし、以後、県と県の指定する第三者に対しては著作者人格権

を主張しないものとする。また、啓発動画及び啓発音源を含む全ての成果物等の使用については、今年度に限定されないものとする。

- (3) 成果物等の中に第三者の著作物が含まれている場合は、受託者はあらかじめ著作権者の承諾を得たうえで、当該成果物等を県に引き渡し、権利侵害等の紛争が生じたときは、受託者の責任と負担において一切を処理するものとする。契約期間後においても同様とする。
- (4) 受託者は、成果物等の全てをあらゆる広報媒体等に掲出・掲載することができるよう、出演者に係る肖像権等について、使用期限・方法や掲載媒体等の制限を定めまいよう必要な調整をすること。
- (5) 受託者及び業務従事者等（本業務に直接・間接を問わず関わる全ての者）は、業務上知り得た秘密を第三者に漏洩したり、開示してはならない。また、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。これらのことは、本業務終了後においても同様とする。
- (6) 受託者は、この契約による業務を実施するため、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (7) 具体的な成果物等の納期については、別途協議し、定めるものとする。
- (8) 不明な点が生じた場合は、その都度協議して決定する。

(別紙1)

県が保有する動画コンテンツ一覧

内容	テーマ	秒数	作成年度
1. 交通安全啓発キャラクターによる啓発動画	①自転車の安全利用	35 秒	R7
	②横断歩道の交通ルール	35 秒	
	③交差点での事故防止	35 秒	
2. タレント大里菜桜による啓発動画	①横断歩道は歩行者絶対優先	30 秒	R5
	②安全速度を必ず守る	30 秒	
	③シートベルト全席着用	30 秒	
3. アニメーション動画	①自転車の安全利用（ヘルメット着用）	30 秒	R4
	②自転車の安全利用（損害保険加入）	30 秒	
4. ピクトグラムによる動画	①横断歩道は歩行者絶対優先	15 秒	
	②シートベルト全席着用	15 秒	
	③自転車の安全利用（用水路転落防止）	15 秒	

県が保有する音源一覧

内容	テーマ	秒数	作成年度
1. 交通安全啓発キャラクターによるラジオCM	①自転車の安全利用	20 秒	R7
	②横断歩道の交通ルール	20 秒	
	③交差点での事故防止	20 秒	
2. タレント大里菜桜によるラジオCM	①横断歩道は歩行者絶対優先	20 秒	R5
	②安全速度を必ず守る	20 秒	
	③シートベルト全席着用	20 秒	
3. 男女ナレーターによるラジオCM	①横断歩道は歩行者絶対優先	20 秒	R4
	②シートベルト全席着用	20 秒	
	③自転車の安全利用（用水路転落防止）	20 秒	

(別紙2)

交通安全啓発キャラクターを活用した広報について

1 交通安全啓発キャラクターについて

令和7年度に県が広報啓発事業で活用したヒーローのキャラクターである。
詳細は以下HPを参照すること。

「令和7年度 かがわ交通安全キャンペーン」

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kurashi/kotu-anzen/campaign/r7campaign.html>

2 交通安全啓発キャラクターの衣装の制作について

交通安全啓発キャラクターについて、以下の仕様を満たす衣装を制作し、県に成果物として提出すること。

- (1) デザインは、令和7年度に制作したキャラクターに忠実であること。
- (2) 身長160cm～180cm程度の者が着用してもイメージを損なわないこと。
- (3) 着用者が職員等、素人であることを前提としていること。
- (4) 握手や子どもたちと触れ合うなどの動作を想定すること。
- (5) 着用者の視界をできるだけ広く、かつ足下を見えやすくし、安全に行動ができるようにすること。
- (6) 着用者の体が外部から見えないようにすること。
- (7) 軽量化や通気性の確保など、着用者への負担を軽減した構造であること。
- (8) 型崩れや破損、洗浄による色落ち及び日光による色落ち等ができるだけ発生しない素材・型として軽量化を図ること。
- (9) 足底は、屋外の仕様に耐えうるものであること。
- (10) 以下の項目を記載した取扱説明書を作成し、納品すること。
 - ・使用にあたっての禁止事項
 - ・着用方法
 - ・着用時、着用中、着用後、保管・メンテナンスの注意事項
- (11) 保証期間（1年）を設け、正常な使用状態での破損・故障については、1年間は無償で修理を行うこと。
- (12) 衣装については1点を想定しているが、別のカラーやデザインのキャラクターの衣装を追加で作成することは差し支えない。

3 その他

- (1) 交通安全啓発キャラクターが出演する交通安全教室の開催について、出演に関する依頼や条件面での交渉、場所の確保等は受託者側で行うこと。
- (2) 交通安全啓発キャラクターを活用した新たな広報については、ヒーローであることを生かした効果的な広報啓発の企画を実施すること。
 - (例) 交通安全啓発キャラクターの名前を募集
 - 新しいカラーやデザインの交通安全啓発キャラクターの作成
 - 交通安全啓発キャラクターの啓発グッズの作成・配布

【交通安全啓発キャラクター】

ヒーローはルールを守ってやってくる

交通ルールを守る ヒーローになろう キャンペーン

詳しくは
交通安全動画を
観てくれよなッ!



香川県くらし安全安心課

